

検診にかかる補償に関する報告(提言)について

平成28年1月12日 補償検討部会

1 前回の本委員会以降、これまでの部会での検討(本委員会提出H27.7.30付中間報告参照)をもとに、委員間で電話、メールによって協議をした結果、平成27年11月市担当部局に対し、本問題に関しおおむね次の趣旨の報告をした(口頭による)。

(1) 検診及び読影に関し、主催者側において要する費用は、これまでどおり市の負担とすることが妥当である。

また、画像を取り寄せるために要した費用(対象者が他院等で撮影した場合の費用も含む)も、具体的な請求に基づき、市が負担し支払うことが妥当である。

(2) (1)以外の、検診対象者における検診にかかる損失に対する補償を支給する具体的な基準及びその手続を定める際には、対象者の手続的負担が過重にならないように配慮した上で、公平な内容とすることに努めること。

(3) 検診対象者に対して支給する補償は、①検診にかかる移動のために要する交通費、②検診のために業務を休んだことによる逸失利益の喪失又は時間を拘束されたことによる無形の損失に対するもの(以下、検診参加補償という)をその趣旨として、一回につき一定額を定めて支給することとする。

但し、交通費については、県外あるいは県・都外など遠隔地から市内の検診場所に移動する検診対象者については、費用の実額を本人の請求に基づいて支給することとする。

(4) (3)の一定額の支給額は、検診等に0.5日間要するとした場合に、これを金5,000円程度とすることが妥当である。

この金額は、次の例を参照して提言するものである。

賃金センサス(全年齢平均・平26) 男 329,600円/月

女 238,000円/月

アルバイト時給 1,000円前後/時

(なお、神奈川県最低賃金は905円/時)

裁判員、訴訟証人の日当 8,000円/日以内

- (5) 具体的な支給基準及び支給手続は、上記(1)～(4)を基本原則として、細部の実情に即し、定めること。
- (6) 今後、実際の運用にあたって不合理な点が生じた場合は、すみやかにこれを改めること。

2 以上の報告後、市担当部局から若干の意見照会があり、これに対して当部会が申述した主な意見は、次のとおりである。

- ①説明会のみに参加した対象者に対する検診参加補償も支給することが望ましいが、その損害は、法的にみると因果関係が認められるものかは微妙といえる。説明会の趣旨・内容によるであろう。保護者等代理人のみが参加した場合も同様と考えられる。
- ②現実の検診及び説明会参加で必要となる時間が2時間以内となるならば、支給額を2,500円とすることも許容できない訳ではない。